

市議会第3回定例会

補正予算案等を提案

平成23年八幡市議会第3回定例会が9月5日から始まり、市は補正予算案等の議案10件と専決処分事件等の報告4件を提出しました。また9月21日に、平成22年度一般会計等歳入歳出決算の認定9件、報告1件を、最終日の9月29日には、人事案件1件、報告1件を提出しました。

補正予算案は、平成23年度の一般会計と駐車場特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の5件です。一般会計は1億4千832万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を241億2千323万円としました。駐車場特別会計は32万9千円を減額、予算総額は9千807万1千円、国民健康保険特別会計は35億2千667万5千円を減額、予算総額は83億507万4千円、介護保険特別会計(保険事業勘定)は16億6千7百円を追加、予算総額は37億7千817

万円、後期高齢者医療特別会計は1千714万1千円を追加、予算総額は1億1千94万1千円としました。

主な補正予算案は次のとおり。

- ▽京阪八幡市駅前施設(観光案内所、トイレ等)
- 改修事業費増額4千万円▽旧八幡東小学校改修に耐震補強工事を追加したため工事期間を平成24年度までとし、今年度の工事費を6千万円減額▽認知症高齢者グループホーム開設(八幡福緑谷)に対する事業助成4千800万円▽園児の増加に伴



橋板が流れ損壊した「流れ橋」(上津屋)

9月3日未明、台風12号による木津川の増水で上津屋橋(通称・流れ橋)の、橋板の一部が橋脚から外れ、損壊しました。

「流れ橋」は、昭和28年3月に架設。長さは356m。木造の橋では日本最大級といわれています。水位が橋面まで達すると、ワイヤロープでつながれた橋板と橋げたが、自然に外れて、いかだのように流れる独特の構造をもっています。

同橋が流れたのは、今回で18回目になりました。

現在、流れる瞬間のビデオ画像を、やわた流れ橋交差プラザ「四季彩館」で見ることが出来ます。

消防本部 ☎981-4119		昨年同期累計
23年1月～8月累計()内8月分		
火災出動	8件 (0件)	13件
火災以外の出動	97件 (14件)	107件
救急出動	2433件 (318件)	2292件
搬送人員	2265人 (301人)	2132人

市民委員を募集

行財政改革検討懇談会

市は、健全な行財政運営の確立を図り、将来のまちづくりを確かなものとするため、平成23年度を初年度期間とする、第5次行財政改革実施計画を平成23年4月に策定しました。実施計画の期間は3年間で、毎年改定

していく予定です。

それに伴い、行財政改革実施計画の進捗状況を点検し、意見や提言をいただくため、「行財政改革検討懇談会委員」を募集します。

▽対象者 市内在住・在勤・在学者で、満75歳未満
※市が設置している他の審議会等の市民公募委員および過去に行財政検討審議会

市民公募委員であった人は除く。

▽募集人数 1人
▽任期等 委嘱日から約3年。任期中、委員として平日の昼間(平日)に開催予定の懇談会に出席していただきます。

▽応募方法 「八幡市における行財政改革について」をテーマにした800字以内の小論文に住所(氏名)生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、(〒614-8501 市役所)政策推進課へ郵送または直接提出。

必着
▽選考 小論文で審査
◆問い合わせ 総務課

▽応募方法 「八幡市における公共施設の活用方法について」をテーマにした800字以内の小論文に住所(氏名)生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、(〒614-8501 市役所)総務課へ郵送または直接提出。

▽締め切り 10月21日(金)
必着
◆問い合わせ 政策推進課

必着
▽選考 小論文で審査
◆問い合わせ 総務課

地上アナログテレビ放送は、7月24日に終了しました。まだ、地上デジタル放送(地デジ)の対応ができていないなど、お困りの場合は、次のところにお問い合わせください。

・簡易チューナー無償貸付(市民税非課税世帯支援)については、総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-02372
4(平日午前9時～午後9時、土・日・祝午前9時～午後6時)、FAX043-302-0284

市長のふれあい日記

一日も早く

東日本大震災が発生して半年が過ぎ、八幡では、稲穂がこうべを垂れています。しかし、海沿いの被災地では、津波による塩害のため農作物が育ちません。一日も早く、もとの生活に戻られることをお祈りいたします。

自然エネルギー

原子力を利用した発電は国の発展に必要であるとの合意の下に始まりました。しかし、燃料のウランは、埋蔵量に限りがあります。使用後燃料に課題があります。事故の場合には放射能漏れも心配です。今後は、太陽光、風力、波力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの利用が拡大されなければなりません。国のエネルギー政策の舵取りを注視したいと思います。

公共施設活用検討委員会

市は、今後のまちづくりに対応した合理的かつ効果的な公共施設の活用計画を策定するため、「八幡市公共施設活用検討委員会」の委員を募集します。

▽対象者 市内在住・在勤・在学者で、満75歳未満
※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は除く。

▽募集人数 2人
▽任期等 10月～平成25年3月末。任期中、委員として平日の昼間(平日)に開催予定の委員会に出席していただきます。(年数回復度の予定)

▽締め切り 10月17日(月)

道路功労者

2団体を表彰
美化維持活動評価

この賞は、多年にわたる道路の美化清掃等に努め、地域社会に奉仕し、道路に対する理解を深めた民間の団体や個人に与えられるものです。
2団体は、日ごろの積極的な美化維持活動が評価されました。

地デジ化がまだの人へ

地上アナログテレビ放送は、7月24日に終了しました。まだ、地上デジタル放送(地デジ)の対応ができていないなど、お困りの場合は、次のところにお問い合わせください。

・簡易チューナー無償貸付(市民税非課税世帯支援)については、総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-02372
4(平日午前9時～午後9時、土・日・祝午前9時～午後6時)、FAX043-302-0284

必着
▽選考 小論文で審査
◆問い合わせ 総務課

公的年金から市・府民税徴収

年金特別徴収について

平成21年10月から、市・府民税の公的年金からの引き落とし制度(年金特別徴収)が開始されています。

▼来年度以降は8月まで仮徴収
来年度以降は、2月に特

別徴収した税額と同額を4月、6月、8月に徴収します(仮徴収)。6月にその

年度の市・府民税額が算定されれば、仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を本徴収として、10月、12月、2月の3回に分けて年金から特別徴収します(本徴収)。

◆問い合わせ 市民税課

引き落としされる税額は、公的年金等の所得に対するもので、給与等他の所得分は含まれません。また同制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額を変更するものではありません。

市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

○これまでの納め方

徴収方法	納付書などで納める<普通徴収>			
徴収月	6月 (1期分)	8月 (2期分)	10月 (3期分)	12月 (4期分)
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の4分の1ずつを納付書または口座振替で納付。

○年金特別徴収(初年度)

徴収方法	納付書などで納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	1期分 (6月末)	2期分 (8月末)	10月	12月	2月(※)
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納め、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落としします。

○年金特別徴収(2年目以降)

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	2月(※)と同額			(年税額-仮徴収)×1/3		

4月・6月・8月は、前年度2月(※)の税額と同額を年金から引き落としします(仮徴収)。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額(仮徴収)を差し引いた残りの税額を引き落としします(本徴収)。

固定資産税を減額



バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

△減額の要件
△住宅と居住者 平成19年

1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在) ②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

△改修工事 平成25年3月

飼い主の皆さんへ



ペットは私たちの生活に安らぎを与えてくれます。同時に飼い主としてさまざまな義務や責任が生じます。飼い主はペットの習性をよく理解し、愛情をもって適正に飼いましょう。

- ・イヌの散歩はリードにつなぎ、フンは必ず持ち帰りましょう。
- ・飼い主は周辺に迷惑がかけないように注意しましょう。
- ・知らないイヌ・ネコに、無責任なエサやりはやめましょう。

◆問い合わせ 環境保全課

あなたの大切な命を守るために

災害時に避難支援が必要な人は登録を

11月に登録申し込みハガキを添えた案内を全戸配布します。登録を希望される人は、ハガキに必要な事項を記入のうえ、申し込んでください。

市は、地震などの災害時に、自分の力で安全な場所へ避難することができない人や対して、自治会等を中心に地域や近隣の

人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。この取り組みは、支援が必要

な一人ひとりに、誰が支援をして、どこへ避難してもらうかなどの個別支援計画を作成し、災害時に安全・安心に避難していただくためのものです。

▽対象となる人
高齢や障がいなど何らかの理由で日常的に支援を必要とする人で、災害に関する情報の収集や自力での避難が難しく、地域や自力での避難を希望される人です。

※登録を希望された人には、後日、避難支援者を確保すること

など個別支援計画を作成するための「登録申請書」を改めて送付させていただきます。

これまでの取り組みについて
災害時要援護者の避難支援については、自治連合会と社会福祉協議会の取り組みとして、すでに取り組まれている自治会もありませんが、今後、新たに市が主体的に支援体制づくりを実施することになりました。



各自治会の取り組みを継承し、過去の名簿等は、社会福祉協議会で処分させていただきます。

◆問い合わせ 福祉総務課

やわたご意見たまたご箱

◆問い合わせ 秘書広報課

○意見
男山散策路の途中に竹が倒れていたり、ゴミが落ちていたりする。整備をお願いしたい。

○回答
男山散策路には、こもれびルート・せせらぎルート・ひだまりルートの3ルートがあります。これらのルートは八幡市道だけでなく、個人所有地を通っている区間も

3日まで、次のバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金を除く自己負担金が30万円以上の工事①廊下の拡張②階段のこす配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修減額を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修を同時に実施し、その改修が軽減要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれ)の申請が必要となります。

◆問い合わせ 資産税課

東日本大震災関連

被災地から避難された皆さんへ
市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録を、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせ終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課

義援金の受け付け
義援金は、平成24年3月31日まで引き続き受け付けます。協力をお願いします。

◆問い合わせ 福祉総務課

